

令和3年 第1回蔵王町農業委員会総会議事録

第1回蔵王町農業委員会総会は、令和3年1月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 村上利雄	2番 山家一彦
3番 勅使瓦幸一	4番 佐藤ゆり
5番 佐藤良彦	6番 玉根可奈
7番 菅井啓二	8番 平間栄
9番 武田明夫	

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	山家文一	齋藤秀俊
村上智彦	大和憲男	會田照
平間昭男	鈴木好和	山家照雄
川村富士男	我妻義明	佐藤雄一
杉山由美子		

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村上伸浩 書記 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第3 | 報告事項2 非農地証明願について |
| 日程第4 | 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限） |
| 日程第6 | 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について |
| 日程第8 | 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画書を決定することについて |
| 日程第9 | 第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限） |
| 日程第10 | 第7号議案 非農地証明について |
| 日程第11 | 第8号議案 農地の賃借料情報の提供について |
| 日程第12 | 第9号議案 令和3年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定について |

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第1回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

議長	これより会議を開きます。 只今の出席農業委員は9名、推進委員は13名であります。 定足数に達しておりますから、会議は成立了しました。
議長	これより、令和3年第1回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
議長	[異議なしの声あり] 異議なしと認めます。よって、7番菅井啓二委員、8番平間栄委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により報告]
議長	報告が終わりましたので質問を許します。
議長	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので日程第2 報告事項1を終わります。
議長	日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に説明をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により説明]
議長	続いて、現地調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。4番佐藤ゆり委員、5番佐藤良彦委員を指名いたします。
議長	説明と指名が終わりましたので質問を許します。
議長	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので日程第3 報告事項2を終わります。
議長	ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。
議長	[異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。
	日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 申請番号1番の申請者に当該申請の概要について説明をお願いします。議

		案書のページは4ページです。
議 長		[申請者 番号1番 入場] 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、権利取得後の営農計画等について、説明をお願いしております。 それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。座ったままで結構です。
議 長	5番 委員	[申請者 番号1番 説明] 説明が終わりましたので、申請者への質問を許します。 今回、農地を取得するということで具体的にどのように田畠を営農していくのか。また、ご自身で自作するのか。
申 請 者	6番 委員	自分が柴田町の仙台大学付近で下宿を経営しており、現在21名の学生が下宿しています。その下宿所にて食事の提供をする際に水稻を作付けして米を学生に食べさせる予定です。また、畑についても露地野菜を作付けして下宿所にて料理の材料として提供することを考えております。現在のところは自作しようと検討中です。
申 請 者	8番 委員	職業についてお尋ねします。農業兼会社役員と記載してありますが、農業以外にどのような会社を経営しているか。
申 請 者		不動産の賃貸業を営んでおります。
申 請 者		先程、水稻など自作を検討しているという話しだしたが、会社経営などやっており大変だと感じたので、担い手へ農地を賃貸するなど検討してください。
申 請 者		その辺も踏まえて今後検討して行きますのでよろしくご指導願います。
議 長		[なしの声あり]
議 長		質問がございませんので申請者への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡いたします。申請者はご退席ください。本日はどうもありがとうございました。
議 長		[申請者 番号1番 退場]
議 長		なお、採決につきましては、日程第4 第1号議案のなかで合わせて行います。
議 長		続きまして、日程第6 第3号議案の農地法第5条 申請番号4番で営農型太陽光発電事業に係る一時転用の許可申請が提出されており、先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。
議 長		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。
		申請人をお呼びする前に事務局より、今回の申請までの経緯等について

事業の概要を説明させます。議案書のページは9ページから10ページです。

- 事務局 [事務局別紙資料により説明]
説明がおわりましたので質問を許します。何か質問はございますか。
- 2番委員 この後で、申請者から説明を受けるにあたって失礼な質問を出来ないで事前に事務局に聞きたいことがあるので質問します。まず、営農型太陽光発電設備の下部の農地に係る営農の状況報告書は毎年提出されているのか。提出されているのであれば、収量及び出荷状況を確認したい。
- 事務局 一年目の平成30年度については未作付けであり、二年目の令和元年度については30,000本植え付けを行ったが、欠株などの生育不良によって収量がなかったという報告をいただいております。また、今年度の令和2年度においては、まだ状況報告の提出はありませんが、昨年同様に植え付けを行い、ある程度のみようがの生育が良く実ったところもあったが収穫までには至らなかつたと聞いております。
- 2番委員 3年目も収穫がなかつたのは非常に残念な事である。営農型として許可している意味が全くないと感じます。それからもう一点お尋ねしますが、申請地面積の全体で約40,000m²ありますが、営農計画書では12,867m²と面積の残った部分の役27,000m²の営農はしなくても良いということなのか。
- 事務局 はい、お答えいたします。申請農地の全体面積で約40,000m²あります。営農計画書に記載してある営農型発電設備の太陽光パネル設置した下部にあたる農地面積が12,867m²とその農地と一緒に営農を行う農地面積が残りの農地面積という解釈になりますのでご理解願います。
- 議長 今回の営農計画書と前回の営農計画書の内容で変更点があれば説明を願う。
- 事務局 はい、ご説明いたします。まず、営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要のところで、下部の農地面積が前回申請時で14,258m²に対して、今回申請時で12,867m²と変更になっております。また、下部の農地の単収の地域の平均的な単収のところで、前回申請時で10アール当たり396キログラムに対して、今回申請時で10アール当たり100キログラムと変更となっております。
- 2番委員 営農計画変更部分については理解したが、あくまでも計画であることから実際にどのように営農して単収をあげていくことが重要であると思う。一時転用であることから農地のままであるし、今後、農地の賃貸借契約が役20年間あることを考えると組合員が継続して営農することが出来るか疑問が残る。

事務局	営農に関して重要であることは勿論認識しております。今後は、宮城県大河原農業改良普及センターに繋いで蔵王町における営農型発電設備の下部の農地における営農について、指導をお願いする予定であります。
2番委員	前回申請資料に記載のある営農計画の耕作者で新太陽再生エネルギー発電地権者組合は実際に営農しているのか。
事務局	営農していると聞いております。但し、組合員全員ではなく4人から5名程度しか営農出来ないと聞いております。また、協力者として茨城県の株式会社野口組が協力して作業をしているようです。
2番委員	前回申請資料の中の申請事由で、営農型太陽光発電事業と連動した経営の法人化はあるが、組合は法人化しているのか。
事務局	法人化はしていると聞いております。
2番委員	営農計画書にあるとおり組合が耕作しているか作業日誌等を確認して農業委員会としては指導する必要があると思われる。
3番委員	今回、現地調査をいたしましたが、判断が出来ないということで、今回申請者に総会に出席していただいているところであります。皆様から色々な質疑をいただきながら協議出来ればと思っているところです。先程から2番委員から意見があるよう営農型の発電事業でありますので、計画書とおり一生懸命に営農をやったが結果、収量がなかったのであれば何も問題はないと思います。そこが一番の議論すべきどころであると思います。本来従来型であれば普通に水田に水稻を作付けした場合はある程度収量があがるものであり、それを営農型でみようが作付けしてどれくらい収量があったか。また、実際に努力した証として、土壤分析をしてどのように作付して作業内容をこのようにしたという説明があれば話は別だと思います。申請人からの話を色々聞いて現地調査した委員としては結論を出したいと考えております。
議長	3番委員から事前説明に関するまとめ的な意見がありました。この後、申請者から営農計画書を基に説明を求めながら色々ご質問などいただきながら審議したいと思いますので、この辺で一旦質問を打ち切らせていただいてよろしいでしょうか。
	[異議なしの声あり]
議長	質問がございませんので、当該申請に係る申請人に事業申請概要についての説明をお願いします。議案書のページは9ページから10ページです。
	[申請者 番号4番 入場]
議長	本日は、総会ご出席ご依頼申し上げたところご出席いただきましてありがとうございます。本日は、以前に許可いたしました農地法第5条に基づ

く、営農型太陽光発電事業（一時転用）の許可期限が3年間を経過することにより、再度、更新申請の手続きがなされ、改めて第5条の申請がありましたので、現在までの営農の経緯や今後の営農計画などについてのご説明をお願いします。それでは、座ったままで結構ですのでご説明をお願いします。

[申請者（組合長・事業者・協力者） 番号4番 説明]

- 議長 説明がおわりましたので、申請者への質疑を許します。
- 議長 営農計画書のみようがの計画収量の変更があると思われますが、その辺の考え方のご説明をお願いします。
- 申請者 前回、申請した時の営農計画書の単収見込みについての地域の平均単収の求めた時に間違いがあって、今回、申請で実際の平均単収に近づけるために修正したものであります。また、前回までは下部の農地に2列で作付けを考えていましたが、今回の作付けでは1列で考えている。
- 3番委員 営農型の発電事業ということで、営農することが目的で発電事業は次の目的と考えておりますが、なぜ、みようがの作付けすることになったのか。
- 申請者 弊社の方で群馬県のある地区において営農型の発電事業で下部の農地でみようがを作付けしており、実績等があったので蔵王町でもみようがを作付けしてはどうかという事で選定した経緯があります。
- 3番委員 群馬県の方では収量はどれくらいになっているか。
- 申請者 群馬県の方ではもともと畑で作付けしているので全国平均的の8割位の収量はあります。畑にするまでに以前は荒廃農地だったところを2年間位かけて土づくりからやり始めて現在に至っています。今回の申請地は水田であって水処理するのに苦慮し、収穫が出来てない状況であります。
- 3番委員 みようが作りに対してのノウハウは持っていますから、畑と水田の栽培の違いがわかって営農しているのでしょうか、私が現地を見て来て感じた事を申し上げます。まずは排水事業です。排水先がなかつたら色々な栽培を考えた時にうまく栽培は出来ないと思います。みようがはある程度、湿気があっても大丈夫だと認識はしていますが、湿気がありすぎては上手く生育しません。水利組合の許可はとっているようですが、フェンスのところで排水が止まっている。きちんと流末の排水先を整備すべきである。道路占用申請を提出して許可をいただいているようですが、あそこの部分をきちんとすべきである。それで、盛土なり客土をしたうえで栽培をして行かないと努力した意味がないと考えている。それと土壤分析は行っているのか。
- 申請者 土壤分析は行っていますが、本日は資料を持参していないことから詳しい数値をお答えすることは出来ません。

3 番 委 員	営農型なので努力した姿が見えれば問題はないと思っているが、その努力している営農に力を入れているように見えないことから、再度申請した場合は、総会に来ていただいて色々質問をして意見を聞かないとわからないうことで今日来ていただいているので納得できる説明を願う。それから草刈作業などの保全管理はどのようにしているのか。
申 請 者	保全管理については、組合長を始め協力者である弊社の方で行っておりますが、今後は回数を増やして管理したいと考えております。
2 番 委 員	3年前、総会時に色々意見をお聞きして営農型という新しい取り組みとして、3年間という許可を出したところでございます。協力業者としては各地でやっていることで色々な知識をもって営農していることを蔵王町においても取り組んでみたと思いますが、当時の営農計画書のとおりには出来なかつたと思います。許可条件にもあるように営農が行われているかということが重要ですし、また、地域の平均単収の8割以上の収量をあげることと示されております。更には生産された農産物が標準以上の物で著しく劣るものでないという条件がついているわけでございます。1年目は仕方ないとしても、2年3年とやってきました。今回申請があると分かっていたわけですよ。しかし、私も農家ですから営農しておりますけども私から見れば営農とは言えないです。非常に悪い言い方をすれば、太陽光発電事業だけ順調であれば、下部の農地はどうでも良いと見受けられる。2種農地や3種農地であれば農地を転用して太陽光発電を設置して、地目の変更して雑種地になれば固定資産税も地目相当の課税がされることで町民は納得するのですが、町民から営農型は農地のままで課税されていることから私のところまでも苦情が寄せられている。因みに昨年のみようがの収量はどれ位あったのか。
申 請 者	3年目の昨年は土作りをやりまして、500キログラム位のみようがの根っこを植えまして、南側の方はある程度生育が良くて9月位みようががなつたのですが、収穫までには至らなかつたわけでございます。
3 番 委 員	農作業はどなたがやっているのですか。
申 請 者	組合長の佐藤さんと弊社の社員でやっております。
3 番 委 員	新大除再生エネルギー発電地権者組合で作業をやっているわけですか。
組 合 長	私が作業をやっております。昨年の5月にトラクターで耕起して畠を立てて草刈りをして管理をいたしました。但し、先程から排水関係で問題があるとご指摘がありましたが、そのとおりで管理不十分なところはございましたので凄く反省しております。今日この総会に来る前に現場を見て来て、今後はまずは排水対策からきちんとして行かないと駄目だということを改めて認識したのでその辺を踏まえながら今後営農に取り組んで

	参ります。
3 番 委 員	組合長の意思はわかりましたが、今度の営農計画書の計画にあるとおり単収85キログラム収量を上げる自身はあるのですか。
組 合 長	昨年並みに植栽したものが下部の農地全体になれば収量が見込まれると感じております。それに向かって努力するつもりであります。
3 番 委 員	当初の計画書にあるとおり試験的に栽培して収穫できるという実績があつてやつたのにもこのような状態になった理由はなぜか。
組 合 長	組合としても、試験栽培して実績があつたから契約を結んだ訳なので、今後努力していくしかないと思っております。
3 番 委 員	農地法第5条に基づく農地転用（一時転用）は3年間の許可ですが、農地法第3条に基づく、営農型太陽光発電事業に伴う地上権の設定と営農型太陽光発電事業と連動した経営の法人化ということで、21年間の期間が設定されておりますが、あと18年間という期間を新大除再生エネルギー発電地権者組合が継続して行くわけですか。
組 合 長	長い期間ではありますが、継続してやっていくつもりであります。
2 番 委 員	確認なのですが、道路フェンスが張られておりまして、聞いたところによると占用申請がされていると聞きました。以前は、地権者などが利用する際に農作業するときに利用していたと思われますがその辺は如何なものか。
申 請 者	その件については建設課に占用申請を提出して許可を得ております。
組 合 長	3年前に大除水利組合と近隣所有者と私ども組合で総会において協議しております。最終的には水利組合での同意をいただいております。
5 番 委 員	3年前の総会において色々協議して営農型太陽光発電事業に係る農地転用（一時転用）として許可をしたわけですから、今一度営農に関しての知識を高めて対策が必要なところを見直し作業を怠ることなくやっていただきたい。これは要望であります。
8 番 委 員	3年前も質問したことを記憶しておりますが、申請地は以前に砂利採取をした場所であつて水田に復元しておりますが、粘土入っている可能性があつて畑作がうまくいかない場所があると思われますので、何回も問題点として議論なされていますが、まずは地下水を下げる対策も必要と思われるし排水対策を今一度しっかりと水路をきちんとすることが最重要課題であると思いますのでよろしくお願いする。
4 番 委 員	新大除再生エネルギー発電地権者組合が営農者として耕作者しているわけですから、協力事業者だけに頼らずに組合として責任を持って、役割分担を明確に営農していただきたく強く要望いたします。
申 請 者	組合の話し合いがある時は会議に出席し発言しております。

議長	他に質問はございませんか。
	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので申請者への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡いたします。
	申請者はご退席ください。ありがとうございました。
	[申請者 番号4番 退席]
議長	日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により説明] (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
	[2番委員により現況報告]
議長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。
5番委員	申請番号1番についてお尋ねいたします。議案とは関係がありませんが分かればで良いので教えていただきたく質問します。譲受人は農地以外の土地についても購入したのか。
事務局	申請者代理人が以前に農業委員会へ相談に来たときは、宅地及び家屋も含めて売買を検討していると聞いております。
5番委員	今回、農地全面積の売買価格が分かれば参考までお知らせください。
事務局	はい、お答えいたします。総額、全面積で790,000円です。
議長	他に質問はございませんか。
	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
	[異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
議長	次の、日程第5 第2号議案は、議事参与の制限がございます。 鈴木好和推進委員の退席を求めます。
	[鈴木好和推進委員退席]
議長	日程第5 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(参与制限)を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

[2番委員により現況報告]

議長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。鈴木好和推進委員の入場を許可します。

[鈴木好和推進委員入場]

議長 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

[3番委員により現況報告]

3番委員 申請番号1番、2番、3番は許可相当と思われます。なお、申請番号4番については、現地調査委員では判断が出来ないことから、先程、申請人からの説明を踏まえて委員皆様で協議し判断すべきと報告いたします。

議長 只今、報告がありましたら申請番号4番を除いて説明と報告がおわりましたので質問を許します。

2番委員 先程、3番委員からの現況報告にあったように、申請番号3番については排水処理関係で指導を徹底していただければ許可相当と思われます。

議長 申請番号1番、2番、3番について他に質問がございませんか。

[なしの声あり]

議長 申請番号1番、2番、3番について質問がございませんので採決いたします。

議長 日程第6 第3号議案 申請番号1番、2番、3番は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長	異議なしと認めます。よって、第3号議案 申請番号1番、2番、3番は原案のとおり承認されました。
議長 我妻推進委員 事務局	続きまして、申請番号4番についての質問を許します。 今回申請の営農計画書と前回申請の営農計画書の総面積の違いは何か。 今回申請の申請代理人の司法書士と前回申請の司法書士の方が違う方が申請をしたことにより、今回申請の司法書士様に確認したところ正しい太陽光パネル設置に係る下部の農地面積が12,867m ² であったことが判明したので今回正しい面積を記載いたしておりますのでご理解願います。
2番委員 事務局	面積の相違について前回申請時は下部の農地だけでなく全農地で営農型をやろうとして出して来たのでないのか。 営農計画書の記載の指導が悪かったと思われます。今回の営農計画書の下部の農地面積の欄の下に記載してあるように上記の農地と一体として営農を行う農地面積に26,500m ² と記載して合計面積が39,367m ² となります。
2番委員 事務局	営農計画書が出来ているから許可をしたことに問題が生じていると思われる。実際に営農者として一般社団法人新大除再生エネルギー地権者組合とあるが組合員は何名いて何名が耕作者なのか。 地権者組合員は19名であります。実際に耕作している方が何名いるかは先程の説明で組合長は営農していることが確認出来ておりますが、それ以外の組合員が何名で草刈作業などをしているかは事務局ではわかりません。
議長	私も事務局から連絡をいただいたて申請者が営農状況の報告を受ける際に現地を確認したことがございます。水田ということで土壤が畑作に向かない状況であります。水が溜まって中々営農状況が悪いこと私も承知しております。また、その現場において作付けする場所の地盤をあげるべきであるということもお話ししております。更には、雑草処理については維持管理を任せられている野口組の社員方々が来てやっているようです。組合員の方々はやっていないようです。あと、昨年最後に現地確認に行った際には、みようがはなってはいたのですが、収穫すれば何十キロかは採れたと思います。管理という意味で何時頃に芽が出てなってきているというのが分からなかったみたいです。その辺の生育の管理がうまくいっていれば販売実績が見込まれたと思います。来年度からはこの辺の生育管理面でもうまくやっていけば少なからず収穫されて販売実績があがると思います。但し、全面積がすべてうまくいくのには時間がかかると思いますが、

	やはり委員皆様から意見があるように、まず、排水対策と雑草対策をしつかりすることが先決だと思います。
2 番 委 員	前回申請にもあるように地権者組合が営農者として申請書に記載してあるわけですから、実際的には協力者の野口組と組合長の佐藤さんだけでは無理なので、近くにいる組合員に営農をしてもらわない限り無理だと思います。こんなところに営農型をして失敗したと思われてもしょうがないと申請した限りには責任をもって地権者組合に営農してもらいたいのが、私の考えであります。とにかく営農やってもらうことです。
3 番 委 員	以前に許可している案件なので条件付きで許可すべきであると思います。営農計画書が提出されているわけでございますから、それに付随して作業日誌及び販売証明書。販売証明書にあたっては第三者機関から出してもらうこと。これらの書類については期限付きで提出してもらうこと。それでまずは1年間様子を見ること。以上です。
8 番 委 員	2番委員と3番委員から意見があったように蔵王町農業委員会としては初めての営農型太陽光発電事業に係る農地転用（一時転用）の認可を以前に出したわけでありますから、許可せざるを得ないと考えます。私の考えとしては今後の許可に至っては1年間の許可を出して猶予を与えるなど許可条件に詳細事項を明確して、3割でも4割でも良いからとにかく営農して出荷して努力をみせてもらえるように導きたいと思います。それと一点確認ですが、前回申請時に第3者機関からの意見書が提出されていたと記憶しておりますが、今回も第3者機関からの意見書の提出はされていのか確認したい。
事務局	ソーラーシェアリングに関する意見書として、グリーンドリーム研究所（元東京農工大学農学部特任教授・大幡元吉）から提出されております。
7 番 委 員	私も8番委員の意見に賛成です。組合員の構成員年齢を見ても高齢者が大半で中々営農に力を入れるといつても厳しいものがあると思います。条件を付けて許可をすることに賛成いたします。
山家推進委員	私の意見として、太陽光パネルの下部の農地ではなくて、通路等の日のあたるところにみょうがを植栽したらどうか。
議長	以前に私が営農型の施設を見たところ、通路は作業道として利用する目的であるため、その利用は難しいと思います。
5 番 委 員	2番委員の意見のとおりで、営農を続けてもらうか太陽光を撤去してもらうかいずれかだと考えます。申請者の話を聞くと難しいところも大分あると思いますが、農業委員会としては最大の助言をすべきであり、検討した上で許可すべきであると思います。例えば、今後3年間許可を与えて実績が見えない場合は、撤去を条件に付すとか。

杉山推進委員	私の意見としては、毎月委員現地調査があるわけですから、その際に営農型の場所も現地を見て経過観察してはどうでしょうか。
1 番 委 員	毎月現地調査の際に営農型の現地も確認するものは、そこまでする必要はないと思います。
議 長	今後、毎月の現地調査の際に営農型を見るかどうかについては継続審議にいたします。
2 番 委 員	事務局へ確認したいが、現在の許可期間はいつまであるのか。
事 務 局	令和3年2月26日まであります。
2 番 委 員	今日、結果を出すのではなく、議論した結果を事務局で取りまとめて、もう一度申請者を呼んで営農型を継続するか、やめるのか確認をしたうえで継続審議としてはどうか。先程からいろいろ付帯条件の話しあって、その条件を申請者に対して示して、条件をクリアすることが出来るか検討してもらったうえで判断してもらってはどうか。
議 長	今回、正式に総会に議案として上程しているものであることから、今日審議結果を示さなくてはならない状況であります。今まで議論した結果を農業委員会の総意として、先程から議論した許可条件を付けて、営農に関する取り組みや作業日誌、日報、作業者名簿など書類の提出及び報告させる義務を条件とする。という形でやって行きたい。
3 番 委 員	毎月、総会審議案件について現地調査等を実施して許可相当や不許可の判断を決しているわけですから、この案件についても今まで議論した結果を委員全員で決断すべきである。1年間の許可とするか、または3年間の許可として許可条件を付して出すとか。
7 番 委 員	3番委員の意見に賛成です。許可を出す際に先程から議論しているように営農に関して作業工程などが我々農業委員会で見えるように許可条件を付して許可すべきと考えます。
4 番 委 員	私の意見としては、1年間の許可として区切って出したほうが良いと思います。申請者や組合長の話しを聞いて感じたことは、組合長が組合員に協力を求めても協力しない組合員が多いということ。組合員が今後どのようにしたいのか見えてこない。1年間の許可を出して何か努力の成果が見えてくるものを提出してもらうほうが良いと思います。
山家推進委員	私の意見としては、現在、問題となっている排水対策や草刈作業などの対策を実行するのに1年間はかかると思うので、3年間の許可を与えるべきだと考えます。以前のことが問題視されておりますが、まずは1年間で対策をしっかりとしてもらって2年、3年で収穫に結びつくようにやっていくほうが良いと思います。
8 番 委 員	収量がゼロというのが問題である。1年間、排水対策や除草対策をしつ

		かりやつてもらうことを許可条件に付すること。それで、出荷しなくても良いから、自家消費出来ればと思うし、もう一つ許可条件に付するとなれば収量の努力目標を設定する。例えば1年目は何キロ、2年目は何キロ、3年目は何キロとか。
會田推進委員		私は、2番推進委員の意見に賛成です。3年間で具体的に営農をどのようにやりますという誓約書みたいなものを提出させて、結果出来なければ撤去してもらいますよという付帯事項をつけて、今回は許可すべきであると思います。
議長		他に意見、質問はございますか。
議長		では、私の方から委員皆様の意見を集約すると許可期間1年間と3年間という意見が出されております。その中で1年間として計画収量を85%に達成させること、また、3年間として1年目、2年目、3年目と段階的に計画収量を許可条件に付するなど意見があつたと思われます。但し、1年目から計画収量の目的を達成させることは、現在の状況では排水対策や除草対策などがあつて絶対に無理であると感じております。
5番委員		委員一人ひとりの考え方があるわけですから、1年間の許可とするか3年間の許可とするか、採決することを提案いたします。
議長		只今、5番委員から意見があつたように許可条件に付帯事項を記載して、まず1年間の許可とするか3年間の許可とするか採決してよろしいでしょうか。
		[異議なしの声あり]
議長		それでは、採決いたします。まず、1年間の許可で賛成の方の起立を求めます。
		[農業委員 3名起立]
議長		続きまして、3年間の許可で賛成の方の起立を求めます。
		[農業委員 5名起立]
議長		採決の結果、3年間の許可として決定いたします。なお、許可条件に付帯事項を記載して許可することを条件といたします。
議長		日程第6 第3号議案申請番号4番は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議長		異議なしと認めます。よって、第3号議案申請番号4番は原案のとおり承認されました。
議長		日程第7 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明]

議長	(説明後に) 現況等については、4名の委員により現地調査済です。では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。 [3番委員により現況報告]
議長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。 [なしの声あり]
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。 [5番委員 午後4時43分退席]
議長	日程第8 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により説明] (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
議長	説明が終わりましたので質問を許します。 [なしの声あり]
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第8 第5号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。
議長	次の、日程第9 第6号議案は、議事参与の制限がございます。川村富士男推進委員の退席を求めます。 [川村富士男推進委員退席]
議長	日程第9 第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により説明] (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
議長	説明が終わりましたので質問を許します。

		[なしの声あり]
議長		質問がございませんので採決いたします。日程第9 第6号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議長		異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案どおり承認されました。川村富士男推進委員の入場を許可します。
		[川村富士男推進委員入場]
議長		日程第10 第7号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明] (説明後に) 現況等については、委員により現地調査済です。
議長		では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
		[3番委員により現況報告]
議長		説明と報告が終わりましたので質問を許します。
		[なしの声あり]
議長		質問がございませんので採決いたします。日程第10 第7号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議長		異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認されました。
議長		日程第11 第8号議案 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明]
事務局長		議案書20頁農地の賃借料情報について詳細事項を説明する。
議長		説明が終わりましたので質問を許します。
		[なしの声あり]
議長		質問がございませんので採決いたします。日程第11 第8号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議長		異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり公表することに決しました。
議長		日程第12 第9号議案 令和3年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明]
議長		説明が終わりましたので質問を許します。
		[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第12 第9号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議感謝申し上げます。

(午後5時00分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和3年1月25日

議長

武田明夫

7番

蒼井啓二

8番

平間泉

